

平成25年度佐賀市社会教育関係団体への補助金

平成25年2月20日
第3回社会教育委員会議の資料

資料1

団体名	補助事業等の目的及び内容	平成24事業計画(主要事業)	会員数 (H23年度末又はH24年度当初)	団体活動経費 (H23年度歳出決算)	H24補助金 予算	H25補助金 予算	備考	予算措置担当課 (執行教育課)	
佐賀市地域婦人連絡協議会	子育て支援や青少年健全育成、高齢者福祉等を地域で支えるための研修や実践を通して、明るい地域づくりに寄与する。	○エコ料理教室 ○グランドゴルフ ○饅頭づくり ○福祉施設研修 ○防災学習	6校区、1,300人(H24年度当初)	811,534	831,800 (735,700)	713,000	H24から南川副、大詫間、東与賀各婦人会の補助金を一本化(H24補助金執行見込額)	社会教育課	
佐賀市PTA協議会	市内PTA会員の連携による研修会等で、団体の質的向上を図り、児童生徒の育成および、その環境の浄化等を旨とする。	○会員・役員研修会 ○市小中学校一斉活動 ○諸団体関連行事 ○県PTA研究大会	52単P、17,429世帯(H24当初)	6,234,832	300,000	291,000		社会教育課	
佐賀市私立幼稚園PTA連合会	佐賀市立幼稚園教育の振興をはかり、幼児の幸福の増進に寄与し、助長する。 会員研修・会員親睦・幼児とのふれあい	○幼稚園フェスタ ○父親研修会	3,500人(H24当初)	2,536,747	36,000	36,000			
青年団	川副町青年団	青年の主体的な学びを通して地域社会に貢献できる人材を育成する。また、通学合宿や注連縄作り、サンタの宅配便などの事業を行うことで青少年の育成をするとともに、他世代との連携を図り、豊かな郷土社会の発展に向けた取り組みを実施する。	○注連縄作り ○サンタの宅配便 ○佐賀市青年団交流会	4校区、13人(H23末)	173,000	28,000	0	H25からは、補助金の交付はない	社会教育課(川副)
	久保田町青年団	団員の健全な公民としての資質を向上せしめ、団員の親睦を図り、郷土愛を培養し、市の発展に寄与する。	○高校生スポーツ大会 ○クリスマスイベント	24人(H23末)	103,594	100,800	0		社会教育課(久保田)
佐野常民顕彰会	佐野常民の偉大なる偉業を顕彰し、崇高な博愛精神を蘇らせ、その普及と高揚を図ることを目的とする。	○第5回博愛書道作品展	4,366人(H23末) 一般会員 4,270人 賛助会員 96人	3,713,000	192,000	186,000		社会教育課(川副)	
九州ブロックPTA協議会研究大会 (佐賀大会) 主催:佐賀県PTA連合会	九州各県からPTA会員が参集し、子育ての原点である子ども理解や親子のつながりはもとより、子どもを取り巻く環境、ネットワークづくり、家庭・学校・地域から市民としてのPTAの広がりを視点に、意見交換や討議により、研究を深める。	○第57回九州ブロックPTA研究大会佐賀大会開催	(参加者) 九州ブロックPTA関係者 約8,000人	0	800,000	0		社会教育課	
佐賀市子ども会連絡協議会	子ども会(子ども会等地域少年団体を含む)の指導者ならびに、その育成団体相互連絡提携を図り、子ども会活動の進行発展に寄与する。	○栄の国まつり 子どもみこし ○九子連育成研究大会 ○グラウンドゴルフ大会	14,867人	1,814,721	1,444,000	1,400,000		青少年課	
佐賀市青少年健全育成連合会	各校区・地区の組織との連携と助成を図るとともに総合的対策を樹立して青少年の健全育成に寄与する。	○市民総ぐるみ街頭活動(年2回) ○市少年の主張大会 ○標語募集 ○青少年健全育成推進大会	(延べ活動者数) 12,196人	2,253,374	1,664,000	1,614,000		青少年課	
佐賀子ども劇場	優れた芸術を鑑賞し、子どもの文化の創造、発展に努力する。それを通して友情と自主性、創造性を育み健全な成長を図る。	○(高学年、低学年、乳幼児)例会 ○子ども夜市 ○高学年キャンプ ○子育てサークルわくわくランド	月平均465.8人	8,443,254	133,000	129,000		青少年課	
佐賀市スカウト運動推進連絡会議	佐賀市内におけるボーイスカウト団及びガールスカウト団の相互連携を密にし、スカウト運動の振興、青少年の健全育成を図る。	○スカウト奉仕の日 ○麻葉覚せい剤撲滅運動県民運動への参加 ○ライトファンタジーオープニングパレードへの参加 ○スプリングフェスタへの参加	117人	140,474	92,000	89,000		青少年課	

<参考>

社会教育関係団体の定義(社会教育法第10条)

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

社会教育の定義(社会教育法第2条)

学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

審議会等への諮問(社会教育法第13条)

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等で政令で定められるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いて行わなければならない。

<背景>

社会教育法がつくられた戦後当初は、憲法の規定により社会教育関係団体の補助金を出していませんでした。

昭和34年に社会教育法の改正が行われ、「社会教育関係団体の補助の補助金禁止規定」については削除され、社会教育団体へ補助金を出すことが認められました。これは、補助金の全面的支出禁止がかえって社会教育の振興を阻害する恐れがあるとして、地方公共団体がサポートしてもよいのではないかという考えから、禁止規定が外されました。しかし、補助金の配分と使途に慎重を期すために、地方公共団体においては、社会教育委員の会議の議論を経なければならないことになっております。